```
昭和47年 7月 6日 規程第5号
                    昭和48年 1月 1日 一部改正
昭和48年 6月13日 一部改正
                    昭和48年10月 1日 一部改正
昭和49年 1月 8日 一部改正
                    昭和50年 1月27日 一部改正
昭和51年 2月23日 一部改正
                    昭和52年 2月22日 一部改正
昭和53年 2月22日 一部改正
                    昭和54年 2月23日 一部改正
昭和55年
      2月13日 一部改正
                    昭和56年 2月13日 一部改正
昭和57年 2月 5日 一部改正
                    昭和59年 2月20日 一部改正
昭和59年 5月30日 一部改正
                    昭和60年
                          3月20日 一部改正
昭和60年
                    昭和61年
                          3月 6日 一部改正
      9月
         2日 一部改正
昭和62年
                    昭和63年
      3月
         6日 一部改正
                          3月
                             3 日 一部改正
平成 1年
                    平成 1年
                          9月28日
      3月 9日
           一部改正
                               一部改正
平成 2年
      3月
         8日 一部改正
                    平成 3年
                          3月 4日 一部改正
平成 3年
      3月28日 一部改正
                    平成 4年
                          3月12日 一部改正
平成 5年
                    平成 6年
                          2月28日 一部改正
      3月10日 一部改正
平成 6年
                    平成 7年
      5月26日 一部改正
                          9月28日 一部改正
平成 8年
      3月14日 一部改正
                    平成 9年
                          3月13日 一部改正
平成10年
      3月11日 一部改正
                    平成11年
                          3月11日 一部改正
平成11年 5月14日 一部改正
                    平成12年
                          3月13日 一部改正
平成13年 3月13日 一部改正
                    平成15年 1月15日 一部改正
平成15年11月26日 一部改正
                    平成17年 4月28日 一部改正
平成17年11月30日 一部改正
                    平成18年 3月24日 一部改正
平成18年 4月28日 一部改正
                    平成19年 3月15日 一部改正
平成19年12月 6日 一部改正
                   平成20年 3月21日 一部改正
平成20年12月15日 一部改正
                    平成21年 3月23日 一部改正
平成21年 5月14日 一部改正
                    平成21年12月 4日 一部改正
平成22年12月 7日 一部改正
                   平成23年12月 6日 一部改正
平成25年 5月24日 一部改正
                    平成26年12月 8日 一部改正
                    平成29年 5月24日 一部改正
平成28年12月 7日 一部改正
平成29年12月 5日 一部改正
```

(総則)

第1条 社会福祉法人川之江福祉施設協会 (以下この規程中単に「当法人」という。)の役員及び職員の給与、報酬、旅費及び費用弁償については、この規程の定めるところによる。

(役員の報酬及び費用弁償の支給)

- 第2条 当法人の役員に、別表第1に定めるところにより報酬又は費用弁償を支給する。 (給料及び手当の支給)
- 第2条の2 当法人の職員には、給料及び手当を支給する。
- 2 給料の額については、別表第2の号p給表により理事長が定める。

別表第1 (第2条関係)

役員の報酬又は費用弁償

役	員 名	報酬(費用弁償)額
理	事 長	日 額 7,500円
理事	· 監 事	日 額 6,000円
評	議員	日 額 6,000円
評議員選任、解任委員		日 額 6,000円